

水戸市私道整備費助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、私道の整備を促進し、生活環境の整備に寄与するため、私道における舗装の工事（当該工事と併せて行う側溝、浸透ますその他の排水のための設備（以下「排水設備」という。）の設置工事を含む。以下「工事」という。）に対し、予算の範囲内において、私道整備費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路
- (2) 私道 道路の敷地が、私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されている公道以外の道路
(助成対象工事)

第3条 助成金の交付の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 工事を行う道路が10年以上一般交通の用に供されている幅員1.8メートル以上の私道のうち次のいずれかに掲げる道路であること。
 - ア 公道から公道へ通じる道路
 - イ その接する土地に所有者の異なる住宅、店舗又は事務所（塀、柵等が設置されていることにより当該私道をその敷地との通行のために利用しないものを除く。以下「建築物」という。）が3以上ある袋路地の私道で公道に接するもの
- (2) 次に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 前号アに掲げる道路で行う工事 別図に定める基準
 - イ 前号イに掲げる道路で行う工事 別図に定める基準及び次に掲げる基準
 - (ア) その接する公道（当該私道の一部が既に舗装され、その舗装された部分が当該私道が接する公道まで続く私道にあっては、当該舗装された部分）まで舗装が連続すること。
 - (イ) 当該工事により舗装される部分の延長が35メートル以上であること。
- (3) 公道内に埋設されている雨水を排水する排水管（以下「雨水管」という。）に新たに接続する排水設備の設置工事を行う場合にあっては、あらかじめ雨水管の管理者と協議が整っていること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、工事に要した額又は市の積算基準に基づき算出した額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 第3条の工事を行おうとする者（複数の者で工事を行おうとする場合は、それらの者で選定した代表者）は、助成金の交付を受けようとするときは、私道整備費助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

らない。

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 不動産登記全部事項証明書
- (4) 平面図，縦断図，横断図及び構造図
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 委任状（様式第3号）
- (7) 私道敷地の所有者の承諾書（様式第4号）
- (8) 収支予算書（様式第5号）
- (9) 雨水管の管理者との協議書等（新たに雨水管に接続する場合に限る。）

2 前項の代表者は，1人とする。

（交付の決定）

第6条 市長は，前条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当であると認めるときは，助成金の交付を決定し，私道整備費助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（着工の届出）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は，工事に着手するときは，私道整備工事着工届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（工事内容の変更）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は，工事の内容を変更しようとするときは，速やかに私道整備工事変更申請書（様式第8号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は，前項の規定による申請について，準用する。

（完了の届出）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は，工事が完了したときは，速やかに私道整備工事完了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は，前条の規定による届出を受けたときは，工事の成果が助成金の交付の決定の内容に適合するかどうかを検査し，適合すると認めるときは，交付すべき助成金の額を確定し，私道整備費助成金確定通知書（様式第10号）により届出をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は，前条の規定による通知を受けたときは，私道整備費助成金交付請求書（様式第11号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は，工事の取止めその他の理由により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは，私道整備費助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（維持管理）

第13条 助成金の交付を受けた者は，助成金により整備された私道を適正に維持管理しな

なければならない。

(関係書類の保存)

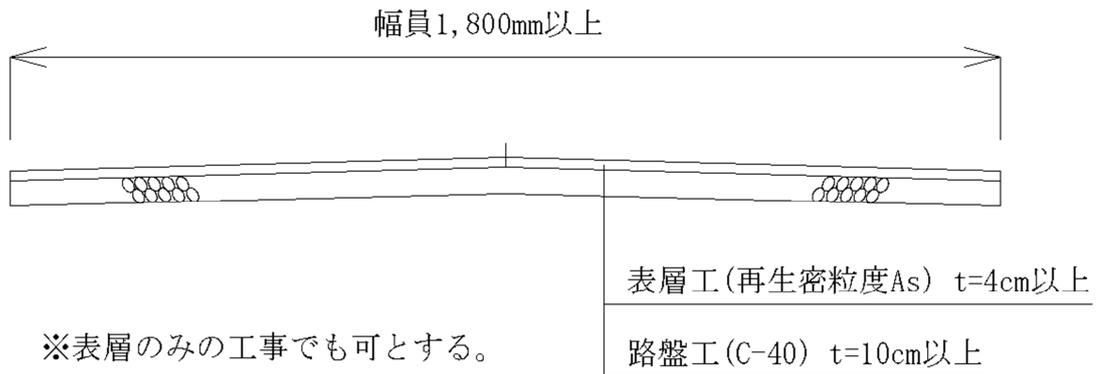
第14条 助成金の交付を受けた者は、工事に係る収入及び支出に関する帳簿その他工事に関する関係書類を工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

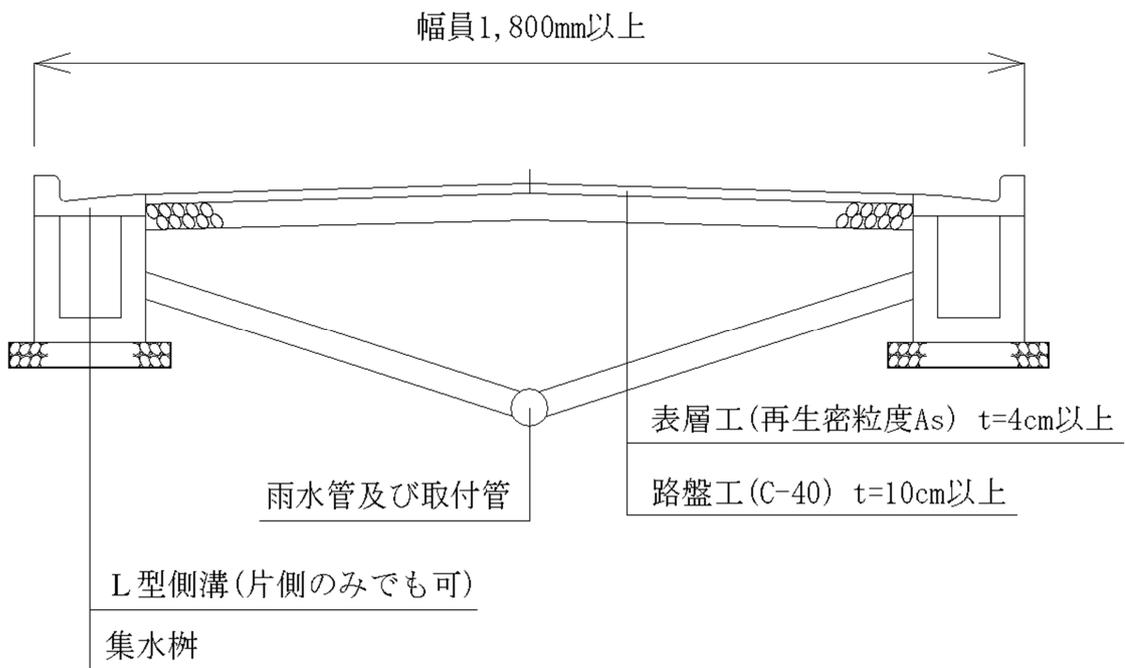
この要項は、平成26年3月5日から施行する。

別図(第3条関係)

1 舗装工事のみ行う場合



2 L型側溝



3 U字溝

